

喀痰吸引等業務の実施上の留意点

喀痰吸引等制度～実施可能な医行為～

趣旨

介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の医行為を認めるもの。

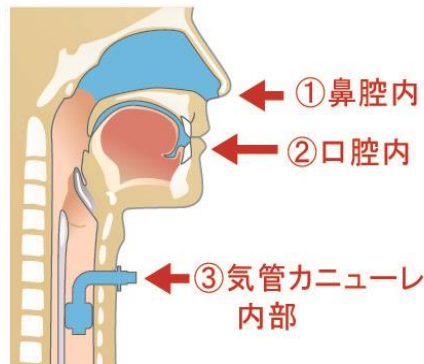
介護職員等の範囲

- 介護福祉士：介護福祉士の養成カリキュラムの中で、医療的ケアの講義及び演習を実施し、実地研修を修了した行為を介護福祉士登録証に記載
- 介護福祉士以外の介護職員等：所定の研修を修了した場合、研修修了証を添えて、兵庫県知事に認定証の交付を申請すると、兵庫県知事から認定証を交付

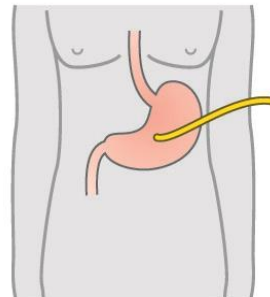
実施可能な行為

たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な以下の医行為であって、医師の指示の下、看護師と連携して行われるもの。

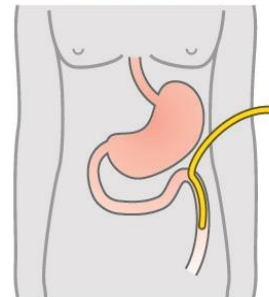
※保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。



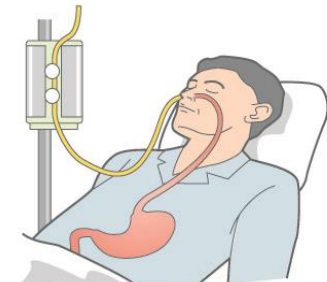
④胃ろう



⑤腸ろう
(空腸ろう)



⑥経鼻経管栄養



※①②は、咽頭の手前までを限度とする

喀痰吸引等の業務を行う事業者の責務（登録基準）

1. 医療関係者との連携に関する基準

- ①喀痰吸引等の業務の手順等を記載した書類（業務方法書）を作成すること。
- ②介護福祉士等が喀痰吸引等を実施するにあたり、医師の文書による指示を受けること。
- ③医師・看護職員が喀痰吸引等を必要とする方の状況を定期的に確認し、介護福祉士等と情報共有を図ることにより、医師・看護職員と介護福祉士との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
- ④喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容等を記載した計画書を作成すること。
- ⑤喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。
- ⑥喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変に備え、緊急時の医師・看護職員への連絡方法をあらかじめ定めておくこと。

2. 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準

- ①喀痰吸引等は、実地研修を修了した介護福祉士等に行わせること。
- ②安全確保のための体制を整備すること（安全委員会の設置、研修体制の整備等）。
- ③必要な備品を備えるとともに、衛生的な管理に努めること。
- ④上記1. ④の計画書の内容を喀痰吸引を必要とする方又はその家族に説明し、同意を得ること。
- ⑤業務に関して知り得た情報を適切に管理すること。

（注）病院・診療所は、医療関係者による喀痰吸引等の実施体制が整っているため、喀痰吸引等の業務を行う事業所の登録対象としない。
出典）厚生労働省資料

喀痰吸引等の実施前に決めておくこと、実施しながら行うこと

喀痰吸引等の実施前



～決めておく必要があること～

- 手技に関すること
 - ・ 対象者個別の喀痰吸引等の手順・留意点、手技の確認
- 平常時に関すること
 - ・ 従事者から看護師への日常的な連絡・相談・報告体制
 - ・ 看護師と医師の連絡体制、従事者と医師の連絡体制
 - ・ 医師または看護師による定期的な状態確認の方法
- 急変時等に関すること
 - ・ 急変時等の対応方法の取り決め など

喀痰吸引等の実施

平常時

- 従事者・事業者
 - ・ 喀痰吸引等を実施し記録
 - ・ ヒヤリハットがあれば記録して事業所管理者などに報告
 - ・ 報告書を用いて、看護師、医師に対し、定期的に報告
- 医師または看護師
 - ・ 対象者の状態を定期的に確認



急変時等

- 従事者・事業者
 - ・ 医師または看護師などに連絡
 - ・ 医師または看護師の指示を受けて対応
- 看護師
 - ・ 必要に応じて医師に相談
- 医師
 - ・ 看護師からの連絡を受け、対応方法を指示

